

令和2年度 公益社団法人日本茶業中央会茶審査技術研修会開催要領

1 目的

今後の茶業の振興、発展に資するため、茶の生産及び加工技術並びに茶関係知識の向上を図り、主として茶の品質評価、鑑定に必要な茶審査技術等を修得し、茶業後継者及び将来の茶業指導者の育成を図ることを目的とする。

なお、今年度はコロナ感染状況に鑑み、研修はWeb方式により実施する。

2 名称

令和2年度 公益社団法人日本茶業中央会茶審査技術研修会（以下「研修会」という。）

3 主催

公益社団法人 日本茶業中央会

4 研修期間

令和3年2月4日（木）～5日（金）

5 研修場所

(1) 座学研修(講義)：研修1日目(2月4日)及び2日目午前中(2月5日)

研修生は、各自の事業所等で、パソコン等Web環境がある場所で講習を受ける。なお、講師は勤務先等でパソコンを使って講習を行う。

(2) 実習研修：2日目(2月5日午後)

① 研修生は、各自の事業所等で、Web環境があつて、かつ外観・内質評価審査ができる場所で研修を受ける。

② 実習のために、14の②のとおり審査用白い茶碗、拝見盆など外観・内質評価審査に必要な器具を用意する。

③ 講師は、遠州夢咲農業協同組合茶業部（茶業振興センター）において、一部静岡県内研修生の協力を受けて実演し、パソコンを使い配信する。

6 研修者の資格

研修会において受講する研修者（以下「研修生」という。）は、全国茶生産団体連合会会長、全国茶商工業協同組合連合会理事長、NPO法人日本茶インストラクター協会理事長が次の基準によって推薦し、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 茶の栽培、荒茶又は仕上茶の製造加工、茶の流通販売等の業務に従事し、将来茶業経営責任者又は茶業関係指導者の候補者である者

(2) 日本茶インストラクターの資格を有する者

(3) 研修生の年齢は、原則として35才未満の者

7 研修生の人員と推薦

(1) 研修生の人員は、原則として23人以内とする(例年の3分の2の研修生)

(2) (1)に係る推薦人員は次のとおりとする

全国茶生産団体連合会会長推薦	10人以内
全国茶商工業協同組合連合会理事長推薦	10人以内
NPO法人日本茶インストラクター協会	3人以内

8 研修会の内容等

(1) 研修会は、在宅又は勤務する事業所等においてパソコン等Web方式により行う。

なお、静岡県内に在住し、遠州夢咲農業協同組合茶業部（茶業振興センター）に参加可能な研修生（2, 3名）は、2月5日の実習に協力してもらうため、研修2日目は当農協茶業センターに来て講義・実習を行う。

（2）研修会の内容は講義、実習とする。

9 修了証書の交付

（1）研修会の所定の課程を修了した者には、それを証するため修了証書を交付する。

（2）研修会修了時間前にWeb回線を切断した者は、研修会の所定の課程を修了した者と認めない。

10 研修会経費等

（1）研修生は、研修会に要する経費は、ウェブ研修のため宿泊費等研修会費の負担はない。

（2）研修生が研修会に参加するのに要する資料送付代等は各自の負担とする。

11 推薦者の推薦締切日

令和2年12月14日（月）

12 宿泊場所

今年度は、在宅等の研修のため、宿泊施設は用意しない。

13 提出資料（別途研修生に通知）

成分検査用試料茶（荒茶40g）を、令和3年1月6日以降1月20日までの平日着指定で送付。

送付先：カワサキ機工株式会社 総務課（石川弘高 宛）まで提出する。

〒436-0005 静岡県掛川市伊達方滑川810-1

電話 0537-27-1725（総務課）

14 研修生が用意するもの

①講習に必要な用具

パソコン（カメラ、音声機能付き）、ノート、鉛筆等の筆記用具

②実習に必要な用具

湯沸かし、白い審査用茶碗（6個）、ネットカップあるいは茶こし、掬い網（茶碗と同数）、スプーン、コップ、ストップウォッチ（時計機能のあるスマホ等可）拝見盆等（標準サンプル及び欠点茶の外観、香りを審査できる容器（10個））

③実習に必要な試料

荒茶 60g（成分分析した試料と同一の荒茶）

荒茶が準備できない場合は、仕上げ茶（市販の茶）でも可能。

成分検査用試料も同一とする。

④実習に必要な標準品及び欠点茶の提供

研修生に、（公社）日本茶業中央会から送付します。

15 その他

研修生の服装

（1）研修生は、茶の審査実習の時には実習のできる服装で出席すること。

（2）研修生の規律

研修開始時間前にパソコン前などで待機し、講義・実習に遅れないこと